

第 1 3 号議案

桶川市監査委員条例及び桶川市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 桶川市監査委員条例（平成 3 年桶川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
（請求又は要求による監査）	（請求又は要求による監査）
第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、 <u>第243条の2の8第3項</u> （地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。	第5条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、 <u>第243条の2の9第3項</u> （地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があるときは、10日以内に監査に着手しなければならない。
2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに法 <u>第243条の2の8第3項</u> の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から30日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限り	2 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表（市長の要求に係る監査に関するものに限る。）、第235条の2第3項並びに地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出（市長又は管理者の要求に係る監査に関するものに限る。）並びに法 <u>第243条の2の9第3項</u> の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から30日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限り

でない。

でない。

第 2 条 桶川市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 3 0 年桶川市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に定める日から施行する。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。